

平成30年10月善通寺市農業委員会次第

日時：平成30年10月23日

場所：善通寺市役所3階大会議室

1. 開 会

2. 会 長 あ い さ つ

3. 議 事 録 署 名 人 指 名

4. 議 案

議案第1号 農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認の報告について

議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第5号 非農地証明願について

議案第6号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について

議案第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案について

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

5. 報 告

報告第1号 農地法第5条許可取消報告について

5. そ の 他

次回開催 11月20日（火） 13時30分～

現地調査 同 日 9時～

農業相談 同 日 10時～

6. 閉 会

平成30年10月農業委員会総会（定例会）議事録

1. 日 時 平成30年10月23日（火）13時23分
2. 場 所 善通寺市役所本庁3階大会議室
3. 出席委員 1 宮崎勇委員, 2 川田治弘委員, 3 原巧委員, 4 三原正子委員,
5 松本健委員, 6 立石泰夫会長, 7 藪内實委員, 8 南光紀夫委員,
9 堀家重孝委員, 10 近藤剛司委員, 11 大前純一委員, 12
瀬川治会長職務代理者, 13 穂山信雄委員
4. 遅刻委員 なし
5. 欠席委員 14 森江正男委員
6. 傍 聴 人 なし
7. 事 務 局 局長 平田 和明, 係長 小林 正季
8. 議 案 等 議案第1号 農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認の報告について
議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第5号 非農地証明願について
議案第6号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について
議案第7号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案について
議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地
利用集積計画について
報告第1号 農地法第5条許可取消報告について

9. 議 事 局 長

皆様こんにちは。定刻より少し早いですが、皆さんお揃いになりましたので、ただいまより平成30年10月の農業委員会総会、定例会を始めさせていただきます。なお、本日は森江委員より欠席の連絡を受けておりますのでご報告させていただきます。まず始めに立石会長よりご挨拶を申し上げます。立石会長、よろしくお願いします。

会 長

改めまして皆さんこんにちは。天気が2, 3日おきに良くなったり悪くなったりと農作業には影響があったかと思います。その中でも皆様はだいぶ稲刈りの方は終わった状態でひと安心されているかと思います。ただ野菜に関しましては、なかなか生育状況も思わしくなく苦勞されているかと思いますが、今後もしっかりと野菜関係をよろしくお願いします。それでは、今日はだいぶ件数も多いので早速始めたいと思うのですが、皆様にひとつだけお願いがあります。以前より皆様をお願いしております全戸調査ですが、一応12月が期日となっております。それぞれの地区においてそれぞれの方法で調査をして頂いていると思いますが、最終的に提出の前に委員さんと推進委員さんで集まって頂いて、アンケートには載っていないような意見も出てきたのではないかと思いますので、皆様のほうから出てきた意見などを集約していただいて、アンケートとあわせて提出して頂ければと思います。それでは、早速始めて行きたいと思います。

局 長

ありがとうございました。それでは議事の進行につきましては、立石会長、よろしくお願いします。

会 長

それでは早速議事に入りたいと思いますが、まず、本日の議事録署名人には、第10番の近藤委員さんと第11番の大前委員さんの両名、よろしくお願いします。それでは早速ですが、議案に入りたいと思います。議案第1号、農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認の報告についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局 長

それでは議案第1号、農地法第18条第6項賃貸借解約通知確認の報告について、議案書の1ページで○件の案件でございます。

番号○ですが、貸人、持分○分の○○○○○様、持分○分の○○○○○○○様、借人、○○○○様、賃借権の合意による解約の案件でございます。本件の借人である○○氏は所有する農地○反程度と借入農地で○町程度を耕作しており、本通知に係る農地は農業経営基盤強化促進法に基づき、平成○○年○○月から平成○○年○○月末までの○年間で賃借権を設定してお

りましたが、借人は現在〇〇歳であり、加齢に伴う労力不足等により今般借入農地を返還することを決意し、貸人に相談したところ合意が得られたため、解約に至ったものであります。本件は、〇〇町字〇〇〇〇番〇，田，〇〇〇〇㎡について賃借権の解約を行うものであり、離作補償はありません。本件は、提出書類に不備もなく、何も問題はないと考えております。なお解約後ですが、当該農地の借り手はもう決まっているとのことであります。

次に番号〇ですが、貸人、〇〇〇〇〇様、借人、〇〇〇〇様、賃借権の合意による解約の案件でございます。本件の借人は先ほどご説明申し上げた番号〇の案件と同じ人物でありまして、本通知に係る農地は農業経営基盤強化促進法に基づき、平成〇〇年〇月から平成〇〇年〇月末までの〇年間で賃借権を設定しておりましたが、先ほどの番号〇と同様の理由により今般借入農地を返還することを決意し、貸人に相談したところ合意が得られたため、解約に至ったものであります。本件は、〇〇〇〇〇丁目〇〇〇〇番，田，〇〇〇〇㎡，同所〇〇〇〇番〇，田，〇〇〇㎡，〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇，田，〇〇〇〇㎡について賃借権の解約を行うものであり、離作補償はありません。本件は、提出書類に不備もなく、何も問題はないと考えております。なお解約後ですが、当該農地も次の借り手がもう決まっているとのことであります。

次に番号〇ですが、貸人、〇〇〇様、借人、〇〇〇〇様、残存小作権の合意による解約の案件でございます。本件の借人である〇〇氏は〇反〇畝ほどの農地を所有しており、借入農地は本申請地だけであります。借人は本通知に係る農地を残存小作権に基づきこれまで耕作しておりましたが、同居の親族は〇のみであり、将来は所有する農地の管理だけでも大変になってくることから、貸人に本通知に係る農地の返還を申し出たところ、貸人の了承が得られたため、合意解約に至ったものであります。本件は、〇〇町字〇〇〇〇〇〇番，田，〇〇〇㎡について、借人の労力不足を理由に残存小作権の解約を行うものであり、離作補償はありません。本件は、提出書類に不備もなく、何も問題はないと考えております。なお解約後は貸人が自作するとのことであります。

今月は以上の○件の通知がありました。よろしくお願いします。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、議案第1号、農地法第18条第6項解約通知報告について、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、議案第1号につきましては、通知のとおり受理してよろしいでしょうか。

(全委員 異議無し)

会 長

それでは、議案第1号につきましては、受理することに決定いたします。続きまして議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局 長

はい、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてですが、議案書の2ページで○件の案件でございます。

番号1ですが、譲渡人、○○○○様、譲受人、○○○○様、所有権移転贈与の案件でございます。本件の譲受人である○○氏は、現在所有する農地はありませんが、本市内にて○反程度の農地を借入れて野菜等を主に作付けしており、農業経験は○程度ですが、○年半前に本市に転入してきた若手の新規就農者であります。本申請地は○○氏の自宅に隣接した畑であり、これは○○氏が現在居住している住居を譲渡人の○○氏から購入した際に、一緒に譲り受ける予定となっていたものですが、所有権移転の手続きをするのが諸事情により遅れていたため、今般所有権移転の許可申請を行うものであります。本申請は○○○町字○○○○○○番○，畑，○○○㎡，同所○○○○番○，畑，○○㎡，同所○○○○番○，畑，○○㎡の合計○○○㎡について、所有権移転贈与を行うものであります。譲受人の経営農地はすべてきれいに耕作されており、本市内での総経営農地は○反を超えていることから、下限面積要件を満たしており、特に問題はないと考えます。

なお、申請地には野菜を作付けするとのことであります。

以上〇、登記地目は畑が〇、面積は〇〇〇㎡の案件であります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただ今、事務局より説明がありました、農地法第3条第1項の規定による案件につきまして、皆様方のほうから、何かご意見、ご質問はございませんか。

(全委員意見、質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。続きまして、議案第3号、農地法第4条第1項の許可申請について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、議案書の3ページで、〇件の案件でございます。

まず番号〇ですが、申請者、〇〇〇〇様、共同住宅の案件でございます。

本件の申請人の〇〇氏は〇〇〇〇〇丁目で〇と〇人で居住しており、本市内で所有する農地は本申請地を含めて〇筆だけであります。本転用計画が必要になった経緯ではありますが、申請人は、将来の生活資金を得るためにアパート経営を計画したとのことでありまして、本申請地の近隣には主要な幹線道路もあり、交通の便が良く、道路沿いには店舗等が多数存在していることから、生活面でも良い環境であるので、共同住宅〇棟を建築しても入居が十分に見込めると判断し、本計画に至ったものであります。また、共同住宅を〇棟建築するのにあたり、住宅用地として〇〇〇㎡、駐車場用地として〇〇〇㎡、その他の施設や通路等の用地として〇〇〇㎡の合計〇〇〇㎡程度が必要となる見込みであることから、本申請地はその規模的

にも妥当であることから、計画地として選定したものであります。本申請は、〇〇〇〇〇丁目〇〇〇番〇、登記及び現況地目が田の〇〇〇〇㎡に、共同住宅〇棟〇階建〇〇〇〇〇〇㎡を建築し、将来の生活資金を得ることを目的として、転用申請するものであり、転用面積が1000㎡を超えているため、都市計画法第29条の開発行為の許可が必要な案件であります。開発許可申請については、現在、土木都市計画課と協議中であるとのことであります。本申請地は都市計画法上の用途区域が〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇地域である第〇種農地であり、本転用にあたり、近隣の農地関係者との調整を了していることや提出書類に不備もないことから、特に問題は無いと考えております。

次に番号〇ですが、申請者、〇〇〇〇様、貸駐車場の案件でございます。

本件の申請人の〇〇氏は〇〇〇町で子や孫と住んでおり、家族が〇〇〇〇〇〇に勤めているとのことであります。本計画が必要になった経緯ですが、現在、〇〇〇〇〇〇〇〇では、〇〇が通勤で使用できる駐車場が不足しており、遠方者及び特別に事情があると認められた〇〇の自動車を優先的に駐車しているとのことでした。そのため、一部の〇〇は自ら駐車場を確保している人もいたとのことでしたが、〇〇〇〇〇〇の近隣には賃貸駐車場が少ないため、駐車場が確保できない隊員は、やむなくバイク又は自転車通勤をしている状況であるとのことでした。本申請地は〇〇〇〇〇〇から約〇〇〇メートルの距離にあり、当該農地を転用して貸駐車場とすることで、先ほど述べました事情により車通勤が可能となります。また本申請地は〇〇〇〇〇〇にも近いこと、来客者の一時利用も見込めることや〇〇〇〇〇〇〇の駐車場事情を考えると、本申請地を貸駐車場として転用しても、十分に利用が見込めることから本申請に至ったものであります。本申請は、〇〇〇町字〇〇〇〇〇番〇、登記及び現況地目が田の〇〇〇〇㎡及び同所〇〇〇〇番、登記及び現況地目が田の〇〇〇㎡の合計〇〇〇〇㎡において、駐車台数〇〇台分を確保する貸駐車場として利用することを目的とし、転用申請するものであります。本申請地は、都市計画法上の用途区域が〇〇〇〇〇地域である第〇種農地であり、本転用にあたり、近隣の農地関係者との調整を了していることや提出書類に不備もないことから、特に問題は

無いと考えております。

以上〇件，登記地目は，田が〇筆，転用面積は〇〇〇〇㎡の案件であり，
県知事へは，許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えております
ので，よろしくご審議賜りますよう，お願い申し上げます。

会 長

ただ今，事務局より説明のありました案件について，地元の農業委員さん
のご意見をお伺いしたいと思います。番号〇ですが，〇〇〇〇〇丁目です
ので，松本委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

松本委員

はい。１０月１３日の日に従来通り，〇〇地区推進委員を含めて〇人で現
地調査を実施しました。先ほどの事務局の説明のとおり，特に問題なしと
いうのが〇人の一致した意見ですのでよろしくお願いします。

会 長

ありがとうございました。次に番号〇ですが，〇〇〇町ですので〇〇地区
の委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

原委員

〇〇日の日に地元の委員さん〇人で意向調査を兼ねて〇〇さんのところ
に行ってきたところ，〇〇さんからもこの話が出て，近所の人にも話をきい
てきたところ特に問題はありませんので，よろしくお願いします。

会 長

ありがとうございました。ただいま，地元の農業委員さんは，特段問題な
いということです。それでは，皆様方のほうから何かご意見，ご質問など
はございますでしょうか。

(全委員質問無し)

会 長

ご質問がないようですので，賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして，議案第３号，農地法
第４条第１項の許可申請につきましては，原案のとおり決定をいたします。

続きまして、議案第4号、農地法第5条第1項の許可申請について議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、議案書の4ページで、○件の案件でございます

まず番号○ですが、譲渡人、○○○○様、譲受人、○○○○様、所有権移転売買の案件でございます。本件の譲受人である○○○氏は、現在、家族○で○○町の実家で暮らしておりますが、子どもが○人おり、家が手狭なため、今回新たな住宅の建築を計画したとのことであります。譲受人は将来、両親の介護が必要になった際には、実家に近い方が何かと便利であることや、県道に面している本申請地は住居を建築するのに最適であると判断したことから、計画地として選定したとのことであり、当該土地の売買について譲渡人との話がまとまったため、本申請に及んだものであります。本申請は○○町字○○○○○○番○、登記及び現況地目が畑である○○○㎡に、住宅○棟○階建○○○○○㎡を建築することを目的として転用申請するものであります。なお本申請地の一部を平成○○年に露天駐車場として利用するため造成し、その際に農地法を熟知していなかったことから、転用申請を失念し、一部が無断転用の状態になっておりますが、始末書にて反省の念を示していることから、許可もやむを得ないと考えます。なお、本申請地は農業振興地域外の第○種農地であります。

次に番号○ですが、譲渡人、○○○○様、譲受人、○○○○様、所有権移転売買の案件でございます。本件は条件付所有権移転仮登記がなされている農地について、転用申請を行うものであります。当該農地の売買契約は、本申請地が分筆される前の○○町字○○○○○○番○の土地に含まれていた平成○○年頃に、譲渡人と譲受人との間で土地の売買契約書を交わされておりますが、当該土地の所有権移転にあたっては、農地法第3条若しくは第5条の許可若しくは地目変更を条件とした条件付所有権移転仮登記が行われている農地であります。本申請地は県道○○○○○線に面しており、周囲の農地はすべて譲受人の所有する土地であり、譲受人は農作業を行うにあたり、軽トラック等を駐車する場所が無いため、これまでは路

上駐車をしていましたが、当該道路は県道で車の通行量も多いことから、作業時の安全性を確保するため、本転用申請に及んだものであります。本申請は〇〇町字〇〇〇〇〇〇番〇、登記及び現況地目が田である〇〇㎡を、農業用車両置場とすることを目的として転用申請するものであります。本申請地に隣接する土地はすべて譲受人のものであることや、提出書類等に不備もないことから、本転用について、特に問題は無いと考えております。なお、本申請地は農業振興地域外の第〇種農地であります。

次に番号〇ですが、譲渡人、〇〇〇〇様、譲受人、〇〇〇〇様、所有権移転売買の案件でございます。本件の譲受人である〇〇氏は、現在〇〇〇町で〇と〇人で借家にて生活しておりますが、現在の住宅では今後家族が増えることを考えると手狭であることから、自己住宅を建築することを計画したとのことであります。また、将来的に両親の介護が必要になったときのために実家の近くの土地を探していた譲受人にとっては、実家に近い本申請地は、条件を満たす最適な土地であるとのことであります。譲受人は、当該土地の売買について譲渡人に相談していたところ、今般、売買の話がまとまったため、本申請に至ったものであります。本申請は〇〇町字〇〇〇〇〇番〇、登記地目が宅地で現況地目が畑である〇〇〇〇〇〇㎡に、住宅〇棟〇階建〇〇〇〇〇㎡を建築することを目的として転用申請するものであります。本申請地は登記地目が既に宅地となっておりますが、現況が農地であるため、農地法上、転用申請が必要な案件であります。本転用にあたり、書類等の不備もなく、近隣の農地関係者の方の了承も得ており、本転用について、特に問題は無いと考えております。なお、本申請地は農業振興地域外の第〇種農地であります。

次に番号〇ですが、譲渡人、〇〇〇〇〇様、譲受人、〇〇〇〇様、所有権移転売買の案件でございます。本件の譲渡人である〇〇氏は本申請地を平成〇〇年に相続により取得しており、本市内で所有する農地は本申請地だけであります。また譲受人である〇〇氏は、現在、〇〇市にアパートを借りて家族〇人で暮らしておりますが、今の住居では手狭なため新居の建築を計画したとのことであります。譲受人は、以前〇〇町のあたりで土地を探していたとのことですが、適当な土地が見つからなかったため、他の地

域でも探したところ、本申請地は、主要幹線に近く、また申請人の○が○
○○○○○○○○○○○○○○○○に勤務していることから、生活するのにも便利で
あるので、計画地として選定し、今般譲受人との話がまとまったため、本
申請に及んだものであります。本申請は○○町字○○○○○○○番○○、登
記及び現況地目が畑である○○○㎡に、住宅○棟平屋建○○○○○㎡を建
築することを目的として転用申請するものであります。本申請地は水路を
挟んで市道○○○○○○○線に北側で面しており、東西両側は宅地、南側
は山林化した土地に接している土地であり、書類等の不備も特にないこと
から、本転用について、特に問題は無いと考えております。なお、本申請地
は農業振興地域外の第○種農地であります。

次に番号〇ですが、譲渡人、〇〇〇〇様、譲受人、株式会社〇〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇様、賃借権の設定の案件でございます。本件の借人である株式会社〇〇〇〇〇〇は、〇〇県〇〇市に本社を置き、〇〇〇の販売等を主たる業務として事業を営む傍ら、〇〇〇や〇〇〇等の販売事業等も営んでおり、県内でも多くの店舗を展開している会社であります。本計画が必要となった理由ですが、本申請地は善通寺インターチェンジにも近く、また幹線道路である県道〇〇〇〇〇〇線に面しており、高い集客力と物流の機動性が望める土地であることから、今回店舗用地として利用する計画を立てたとのことであります。また、計画の規模としましては、店舗の建築面積〇〇〇〇㎡、来客者用の駐車場〇〇台分の合計〇〇〇〇㎡を予定しており、車の転回スペース等を考えれば、本申請地は規模も妥当であることから、計画地として選定したとのことであり、今般、貸人と賃貸の話がまとまったため、本申請に至ったものであります。本申請は〇〇〇町字〇〇〇〇番〇、登記及び現況地目が田である〇〇〇〇㎡、同所〇〇〇番〇、登記地目が田で現況地目が雑種地である〇〇〇〇㎡の合計〇〇〇〇㎡に隣接の雑種地及び宅地の〇〇〇〇〇㎡を併せ利用地として、店舗〇棟平屋建て〇〇〇〇㎡を建築することを目的として転用申請するものであります。なお本申請地は、貸人が以前に第三者に貸していたことがあり、平成〇〇年に返還された際に農地の一部が雑種地の状態で返還されたとのことであります。その後、貸人はそれを農地の状態に復元するべく最大限の努力を

しましたが、農地法を熟知していなかったことから、追認の申請を失念し、現在無断転用の状態になっておりますが、今後は二度とこのような不始末をいたさぬよう始末書にて反省の念を示していることから、許可もやむを得ないと考えます。なお、本申請地は転用面積が1000㎡を超えているため、都市計画法第29条の開発行為の許可が必要な案件であります。開発許可申請については、現在、土木都市計画課と協議を進めており、また転用面積が〇〇〇〇㎡と2000㎡を超えていることから、今月、高松で開催される常設審議委員会にも諮る案件であります。なお、本申請地は都市計画法上の用途区域が〇〇〇地域である第〇種農地であります。

以上〇件、登記地目は、田が〇筆、畑が〇筆、宅地が〇筆の計〇筆、転用面積は〇〇〇〇〇〇〇㎡の案件であり、県知事へは、許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長

ただ今、事務局より説明のありました案件について、地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。番号〇ですが、〇〇町ですので、宮崎委員さんか川田委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

宮崎委員

先日地元の委員〇名で現地確認を行いました。その結果、別に問題無いと思われましたので、よろしくお願いします。

会 長

ありがとうございました。それでは番号〇ですが、〇〇町ですので、瀬川委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

瀬川会長職務代理者

現地確認を推進委員の人と一緒にに行いまして、特に問題はありませんのでよろしくお願いします。

会 長

ありがとうございました。次に番号〇ですが、〇〇町ですので、簗内委員さんか若しくは南光委員さんにご意見をお聞きしたいと思います。

南光委員

10月〇〇日の日に藪内委員さんと現地確認をいたしました。何も問題無いと思いますので、よろしくお願いします。

会 長

ありがとうございました。次に番号〇ですが〇〇町ですので、瀬川委員さん、よろしくお願いします。

瀬川会長職務代理者

これも先ほどのものと同じく推進委員さんと一緒に現地確認を行いました。特に問題ありませんのでよろしくお願いします。

会 長

ありがとうございました。次に番号〇ですが〇〇〇町ですので、松本委員さん、よろしくお願いします。

松本委員

先ほどの第4条申請の現地確認関係に引き続いて、吉田地区〇名で現地確認を実施しました。事務局説明のとおり、別に問題無いのでよろしくお願いしますと思いますが、個人的な見解としまして若干付け加えさせていただきますと、この田の一部について相当程度前から別の用途に使われていたように思いますので、多少気になる点であるということを感じて申し上げた上で、〇全員一致して本申請は問題無いということですのでよろしくお願いします。

会 長

松本委員さんからは若干疑問があるとのことでした。私も無断転用の案件をいろいろみておりますが、無断転用にも程度があって、悪質なものから、本当に何もわからなくて転用してしまっているものなどがあります。この案件は相当程度前から、〇〇〇〇さんが県道沿いのところを無断で駐車場として転用しているものであったと思います。それで事務局や当時の関係者の方に正常な状態に戻してほしいということで、転用手続きの話をしていたと思います。しかし、それがなされないまま、現在に至っているということで、法律上はどうなるかわからないですが、無断転用の程度によっては何か処置をしないといけないのではないかと思います。これを見過ごしていたら、黙ってやってしまっ、やり得になってしまうのではいけな

と思います。これは今後の課題ですが、悪質な無断転用に関しては何らかのペナルティがないといつまでも無断転用はなくならないと思います。今後は事務局もあわせて今後どうしていけばよいか、これは普通寺だけでは出来ないことかもしれませんが、県の常任会議も巻き込んで今後協議していきたいと思っていますので、各委員さんも自分の周辺でこれはどうなんだというような案件が見受けられましたら、事務局まで意見を出して頂きたいと思います。よろしくお願いします。

堀家委員

無断転用の話が出てきたが、私たちは3年しか委員としていないわけで、昔どのような経緯があったのかわからないし、例えば昔に誰かがそこに行つて話をしたのかということもわかりません。今までの経緯がわかるようなものについて、事務局の方で何か出していただかないと、私たちも経緯がわからずに話に行っても喧嘩をするだけだと思うので、結果として今までに何かあったのならば、それを事務局の方で用意してもらえないと、私たちも何も言えないのではないかと思います。

会 長

今後無断転用の案件が出た場合、これが悪質かどうかは事務局の判断になるかとは思いますが、これはこのまま見過ごしてよいのかというような案件があったら、わかる範囲でよいので資料として提出して下さい。申請書に書類を付けて、これはいつ頃から転用されているとかの資料を出して下さい。その中で、これは仕方が無いとか、これは悪質だから見逃してはいけないとか、この農業委員会で審議したいと思います。そのため、審議の元となる状況調査をお願いしたいと思いますので、事務局には仕事を増やして申し訳ありませんが、よろしくお願いします。それでよいですか。

堀家委員

はい。

会 長

それでは全体の委員さんにお聞きします、事務局説明の○件の案件について、何かご意見ご質問はありませんか。

穂山委員

○番の件ですが、悪質な無断転用は何か罰則をと言っていました、例えばこの場でこれは悪質だから認めないというようなことはできるのですか。

局 長

今の段階では、無理です。

穂山委員

それなら、やはり、やり得になってしまうのではないかと思います。

局 長

今の制度ではやり得みたいな制度になっています。無断転用は地元の農業委員さんが、気をつけて、何かやり始めたときに早めに見つけて、○年くらい前に○○町でもあったのですが、申請を出してくださいということで早めに話をして、今は資材置場になっているものがありますが、やはりやり始めのときに言わないと、費用の問題もあるので、できてしまってからでは是正させるのもなかなか難しいものがあります。

堀家委員

端から見ていると、個人的に注意できるかどうかは、なかなか難しいと思う。

局 長

それは委員さんの仕事なので、委員会で審議もしていないのに、基礎を打ち始めたりしていたら、それは注意していただきたいと思います。

会 長

無断転用はそれをもとに戻すというのではなく、正規の手続きをしていただきたいということが目的ですので、できるだけ早い時期に対応して頂ければと思います。推進委員さんも含めて自分たちの地区の状態を注意して見て頂いて、審議をしていないのにユンボが入って何かをやり始めているものを見つけたときは、委員会を待つのではなく、その時に事務局の方へ連絡をいただければと思います。地元の推進委員さんにもよく話をして頂いて、4名の方で目を光らしていただき、先ほど穂山委員さんからもあったように、どうしてもやり得は許したくないというのであれば、よその県ではできなくても善通寺だけでもそれをして良いのではないかと個人的には思いますが、先ほども言ったように、法律的に建っているものを潰

せとまで言うことはできません。それにかかるまでになんとか対処したいと節に思っております。今後とも皆様方のご協力をお願いしないといけないと思いますので、よろしくお願いします。それでは皆様から他に何かありませんか。

(全委員質問なし)

会 長

ご質問がないようですので、採決に入りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第4号、農地法第5条第1項の許可申請につきましては、原案のとおり決定をいたします。続きまして議案第5号、非農地証明願についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい、議案第5号、非農地証明願について、議案書の5ページで○件の案件でございます。本件は、証明を受けようとする土地である、○○町字○○○○○○番○、登記地目が田の○○○㎡について、平成○年○月頃より、肥料や、農機具の保管用の倉庫として使用しているものであります。当該地は、農地法施行規則第29条第1号の規定による、耕作の事業を行う者がその農地をその者の耕作の事業に供する他の農地の保全若しくは利用の増進のため又は農地をその者の農作物の育成若しくは養畜の事業のための農業用施設に供する場合に該当し、また、非農地証明事務処理要領準則第3項第2号⑤イの規定による耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作又は養畜の事業のための農業経営施設の用に供する場合に該当し、その面積も200㎡未満であり、農作業の効率を上げる目的で転用された土地であるため、農地法の適用を受けない土地であることを証明するものであります。なお、本申請地は農業振興地域外の第○種農地であり、農業経営施設としての用に供しているため、本申請について、特に問題は無いと考えます。

以上〇件、登記地目は、田が〇筆、〇〇〇㎡の案件であり、提出書類に不備もなく、非農地証明の可否については可とすることが相当であると考えておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会 長

ありがとうございました。ただ今、事務局より説明がありました、議案第5号、非農地証明願について、大麻町でありますので宮崎委員か川田委員、よろしくお願いします。

宮崎委員

先日、地元委員〇名で現地調査を行いました。農業用倉庫が〇建っておりまして、非農地証明ということで何も問題は無いと思いますので、よろしくお願いします。

会 長

ありがとうございました。それでは皆様方のほうから何かご意見、ご質問はないでしょうか。

(全委員意見、質問無し)

会 長

ご質問がないようでしたら、採決に入りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第5号につきましては、原案のとおり決定いたします。続きまして議案第6号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

はい。議案第6号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について先ほどの議案第5号の後の地図の後ろにありますので、お手数ですが頁をめくっていただいて、議案第6号の頁をお開きいただければと思います。農業経営基盤強化促進法第18条第1項には、「同意市町村は、農林水産省

令で定めるところにより，農業委員会の決定を経て，農用地利用集積計画を定めなければならない。」と規定されております。ご承知のとおり，本市におきましては，６月と１１月の年２回，農用地利用集積計画を定めております。ページをめくっていただいて，両面コピーしてあります集積計画の議案の１頁目から４０頁目までは今回の利用権設定の申請があった農用地利用集積計画の明細となっております。それでは議案第６号の最終頁にあります集計表を記載してあるページをお開きください。

今回の農用地利用集積計画ですが，香川県農地機構の２１７筆，１７３，５８４㎡を含めて，総件数１６５件，４６０筆で，面積は４１１，６２３㎡であり，うち新規は２２２，９４５㎡，更新は１８８，６７８㎡であります。なお，利用権設定率は，全農地の２６．３％であります。今回提出されました農用地利用集積計画については，農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしております。なお，本日の農業委員会において農用地利用集積計画が決定した場合は，農業経営基盤強化促進法第１９条の規定で，「同意市町村は，農用地利用集積計画を定めたときは，農林水産省令で定めるところにより，遅延なく，その旨を公告しなければならない。」と規定していることから，善通寺市が公告する予定であり，今回の公告日は，１０月３１日を予定しております。よろしくご審議賜りますよう，お願い申し上げます。

会 長

ありがとうございました。それでは，議案第６号，農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について，何かご意見，ご質問はありませんか。

（全委員意見，質問なし）

会 長

ご質問がないようですので，採決に入りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員挙手）

会 長

ありがとうございました。全員の挙手をいただきまして，議案第６号につきましては，原案のとおり決定をいたします。続きまして，議案第７号，

農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）についてを、議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局 長

はい。それでは、議案第7号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について、ご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条において、計画案の提出等の協力についての定めがあり、第1項で、「農地中間管理機構は、農用地利用配分計画を定める場合には、市町村に対し、農用地等の保有及び利用に関する情報の提供その他必要な協力を求めるものとする。」第2項で、「農地中間管理機構は、前項の場合において必要があると認めるときは、市町村に対し、その区域に存する農用地等について、前条第1項及び第2項の規定の例により、同条第4項各号のいずれにも該当する農用地利用配分計画の案を作成し、農地中間管理機構に提出するよう求めることができる。」第3項で、「市町村は、前2項の規定による協力を行う場合において必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとする。」と規定しており、市より、農用地利用配分計画（案）の決定を求められています。なお、本市の計画案につきましては、217筆、面積は173,584㎡となっており、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、香川県知事が利用配分計画を認可し、11月30日に公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れとなります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

会 長

ありがとうございました。それでは、議案第7号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案について、何かご意見、ご質問はありませんか。

（全委員意見、質問なし）

会 長

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員挙手）

会 長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして、議案第7号についま

しては、原案のとおり決定をいたします。続きまして、議案第8号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

局 長

それでは、議案第8号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、ご説明いたします。最後から2頁目をご覧ください。

この案件は、農地中間管理機構である香川県農地機構が、農業経営基盤強化促進法第7条に基づき、農地中間管理機構の事業の特例と実施している農地売買等事業の制度を活用しまして、当該農地である〇〇町字〇〇〇〇〇〇〇番〇の田〇〇〇〇㎡、同所〇〇〇〇番の田〇〇〇〇㎡の計〇筆、合計面積〇〇〇〇㎡を所有権移転売買により一旦、公益財団法人、〇〇〇〇〇〇〇に移すものであります。事業の実施経過ですが、10月〇日（〇）に善通寺市役所仮庁舎2階中会議室におきまして、〇〇〇〇〇〇〇の担当者、当該農地売買事業の関係者を参集し、また地元農業委員であります近藤委員にも同席していただきまして、午前10時から当該農地売買事業についての利用調整会議を開催し、所定の手続きを済ませております。なお、本案件の公告につきましては、10月31日を予定しております。以上、宜しくお願い致します。

会 長

ありがとうございました。それではこの案件につきまして地元の委員さんの意見をお伺いしたいと思います。

近藤委員

事務局説明のとおり、先日10月1日に利用調整会議に同席いたしました。〇〇〇〇〇〇〇からは農地売買事業の担当の〇〇さん、本件土地所有者の〇〇〇さんから委任を受けた代理人の方、また〇〇が一旦預かった後、当該農地を買い受ける予定の方も含めて、〇〇〇〇の〇〇さんより事業の説明を受けた後に必要な手続きなどを確認するなどして、今後、この事業を円滑に進めていく上での当事者間での調整はほぼ済ましておりますことから、事務局の説明のとおり特に問題は無いと思います。

会 長

ありがとうございます。この件に関しまして何か質問はございませんか。

(全委員質問なし)

会 長

質問が無いようなので賛成の方は挙手をお願いします。

(全委員挙手)

会 長

はい。ありがとうございました。それでは議案第8号については原案のとおり可決いたします。続きまして報告第1号、農地法第5条許可取消報告について事務局より説明をお願いします。

局 長

それでは、報告第1号、農地法第5条許可取消報告について、ご説明させていただきます。最終の頁をご覧ください。

今回、取消願いが出された案件ですが、現在は〇〇〇〇〇丁目にお住まいの〇〇〇〇様が所有する農地〇〇田町字〇〇〇〇〇〇番〇の地目、田〇筆、面積〇〇〇㎡を、市内で〇〇業を営む、有限会社〇〇〇〇〇〇・代表取締役、〇〇〇〇様に所有権移転し、駐車場用地として利用する計画で転用申請を行い、平成〇〇年〇〇月〇日に県知事より許可を受けた案件であります。転用計画の中止により、事業が完成しないまま、そのままになっていたものであります。当該農地はこれまで農地の状態で放置されておりましたが、農地法第5条の規定による許可申請の取り消し願いが平成〇〇年〇月〇に提出され、県知事には平成〇〇年〇月〇〇日に「〇〇農政第〇〇〇〇ー〇号」にて受理されましたので、直近である本定例会にてご報告させていただきます。以上です。

会 長

ありがとうございました。それでは、皆様方のほうから何かご意見、ご質問などはございますでしょうか。

堀家委員

この土地は農地なのですか。

局 長

そうです。

堀家委員

それでは、今すぐ何かを作ろうと思って、トラクターを入れたら作れる農地なのですか。

局 長

作れます。ただし草刈りくらいしかしていないので、根っこはかなりあるかとは思いますが、土を入れたりはしていないので、作れます。許可を受けただけで何もしていません。

堀家委員

わかりました。

会 長

他に何かご意見等ありませんか。

(意見、質問なし)

会 長

それでは、報告第1号につきましては、事務局の報告のとおりとさせていただきます。これで本日予定していました議案審議については、全て終了いたしました。ありがとうございました。他に皆様から全体を通して何かご質問等はございませんか。

(質問・意見無し)

会 長

ご質問等がないようですので、終わりにしたいと思います。それではこれで10月の農業委員会総会（定例会）を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉会時刻 14時28分 終了